

【審査基準】

審査項目及び審査の視点		配点
<b>(1) 現状把握と事業目的及び取組の方向性</b>		
①	本市の課題を理解したうえで、事業目的及び取組の方向性を適切に設定できているか。	5点
<b>(2) 業務遂行能力</b>		
②	事業目的の達成に向け、これまでの経験や実績に基づいた独自の知見等を提案に適切に活かすことができているか。	5点
③	事業目的の達成に向け、事業期間全体を見据えた効率的かつ適切な実施計画等の提案がなされているか。	5点
<b>(3) 業務実施体制</b>		
④	各業務を円滑に実施し、進捗を適切に管理するために必要となる経歴・資格を有した責任者が配置され、かつ、関係者相互の情報共有、意思疎通を十分担える実施体制となっているか。	5点
<b>(4) 企画提案内容</b>		
⑤	<b>【事業の広報】</b> 介護予防プログラムへの参加者を確保するため、多くの高齢者が興味を持つような独自の知見を用いた効果的かつ効率的な周知方法や募集方法が提案されているか。	5点
⑥	<b>【参加者募集・受付管理・基本情報の収集等】</b> 参加者の募集・受付の管理や、参加者基本情報の収集、問合せ等に適切かつ効率的に対応可能な提案がなされているか。	5点
⑦	<b>【提供される介護予防プログラムの方向性及び実施の妥当性】</b> 高齢者の社会参加を基本として、参加者が介護予防についての理解を深めるものであるか。また、取組は、 <u>効果的な実施回数、実施期間</u> となっており、 <u>継続性を高める</u> ための適切な工夫がされているか。	10点
⑧	<b>【魅力的な介護予防プログラムの提案】</b> 提案される介護予防プログラムについて、高齢者の参加意欲を高めるような <u>魅力的な提案</u> であるか。また、そのための工夫がなされているか。	10点
⑨	<b>【多彩な介護予防プログラムの提案】</b> 提案される介護予防プログラムについて、高齢者が継続的に参加するとともに、他の社会参加の機会を促進するような <u>多彩なプログラム</u> が提案されているか。また、そのための工夫がなされているか。	10点
⑩	<b>【介護予防プログラムをきっかけとした行動変容】</b> 提案される介護予防プログラムの参加をきっかけに、社会参加回数の増加など <u>介護予防の取組につながる行動変容</u> を促すものが提案されているか。既存の社会資源を活用するなど、具体的かつ効果的な事業展開や工夫が提案されているか。	10点
⑪	<b>【市の事業との連携】</b> 提案される介護予防プログラムは、市の介護予防事業への参加を誘引するなどの仕組みや工夫が提案されているか。	10点
⑫	<b>【事業の継続性】</b> 提案される介護予防プログラムが、委託期間終了後も自走できるような仕組みや工夫が提案されているか。	10点
⑬	<b>【事業の評価】</b> 提案するプログラムについて、最終アウトカムに対する成果を事業者として評価する場合、何を見て、どのように評価するのか	10点
合計点数		100点